

「衛生推進者」養成講習のご案内

— 10人から49人の事業場には選任義務があります —

一般社団法人 新宿労働基準協会（東京労働局登録 第6号）

労働安全衛生法では、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場のうち、非工業的業種（裏面）にあつては「衛生推進者」を選任しなければならないとされています。

「衛生推進者」が労働災害や健康障害の防止、健康教育について、具体的な職務を担うことを考えますと、法定の養成講習を受講した「衛生推進者」を選任していただくことは、益々重要なものとなっています。

当協会では、東京労働局の登録講習機関として「衛生推進者養成講習」を下記により実施いたします。

1 講習日時・会場

講習会名	日時	会場
2020年度 第2回 衛生推進者養成講習	2020年12月15日（火） 9:35～16:10	B I Z 新宿 研修室A 新宿区西新宿6-8-2
2020年度 第3回 衛生推進者養成講習	2021年 3月 2日（火） 9:35～16:10	同上

2 受講料

8,500円（税込・テキスト代込）

3 受講申込

下欄の申込書に記入の上、協会事務局へFAXしてください。

WEB申込は右の日付をクリックしてください⇒ [📅 12月15日](#) [📅 3月 2日](#)

4 申込及び振込期日・定員

第2回：12月 8日（火） 定員：45名

第3回： 2月24日（水） 定員：45名

5 受講料の振込先

銀行名 三菱UFJ銀行 大久保支店

口座名義 （社）新宿労働基準協会

口座番号 普通預金 3991676

※振込人名の前に、講習会の月日をご記入下さい（例1215 ○○カイシャ）

6 その他

（1）申込み後の取消しは、各開催日の1週間前までをお願いします。それ以降の取消しには応じかねますので予めご了承ください。

（2）受講者には講習開催日の1カ月ほど前に「受講票」をお送りしますので、受講日に受付に提示してください。

（3）衛生推進者養成講習の受講日の受付時間は、9:00～9:30です。

講習の時間は9:35～16:10です。

（4）講習終了後に「修了証」を交付しますので、講習会当日は、受領の認印をご持参ください。遅刻した場合には修了証を交付できませんので、ご了承ください。

7 安全衛生推進者・衛生推進者の区分

区 分	業 種
安全衛生推進者 (10人以上50人未満)	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業
衛生推進者 (10人以上50人未満)	上記以外の業種（卸売・小売業、金融業、教育・研究業、保健衛生・社会福祉業、飲食業、ビルメン・警備業、企業本社等）

衛生推進者養成講習 受講申込書

2020年度 第2回 (12月15日(火))

2020年度 第3回 (3月 2日(火))

いずれかに✓を付けてください。

事業場名		Tel	
		Fax	
所在地	〒	担当者	
フリガナ 1 受講者氏名		生年 月日	西暦 年 月 日
現住所 (受講票送付先)	〒		
フリガナ 2 受講者氏名		生年 月日	西暦 年 月 日
現住所 (受講票送付先)	〒		

提出先 (一社) 新宿労働基準協会 FAX 03-3366-8865 Tel 3366-4737

Web申込みも可能です。 [新宿労働基準協会](#) [検索](#)

※本件個人情報は、本講習会のみで使用いたします。

※受講に当たりましては、マスクをご着用ください。

※発熱等の症状がある場合は、受講をご遠慮ください。

hp



会場案内図